

令和 3 年 2 月 15 日

お 知 ら せ

このたびの令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けられましたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

つきましては、当面の間、次のとおり便宜のお取扱いをさせていただきます。

1. 預金の通帳・証書・印章等をなくされた方は、ご本人さまであることを確認の上、払い戻しに応じます。(運転免許証等の本人確認書類が必要です。)なお、お届けの印鑑がない場合は、拇印にて払い戻しに応じます。
2. 定期預金・定期積金等の期限前払い戻しについても、ご相談に応じます。また、これを担保とするご融資についても、ご相談に応じます。
3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立は、福島県銀行協会で決定した「手形交換に関する特別措置」によって、関係金融機関で配慮いたします。
4. 今回の災害による障害のため、万一、手形が不渡りとなってしまった場合、同上の特別措置により、不渡処分について配慮いたします。
5. 汚れた紙幣・貨幣のお引換えに応じます。
6. 災害の状況を勘案し、応急資金のご融資、融資金返済の猶予等についてもご相談に応じます。
7. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用のご相談に応じます。
8. 罹災証明書を求めている手続でも、市町村における交付状況等を勘案し、ご相談に応じます。

なお、詳細は窓口にてお問合せください。